

香川高等専門学校地域イノベーションセンター規則

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 香川高等専門学校（以下「本校」という。）に香川高等専門学校地域イノベーションセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、本校における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究及び研究交流を推進するとともに、本校の教育研究の支援及び発展に寄与し、併せて地域における教育・文化及び産業技術の振興・発展に貢献することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 産学官連携による技術開発の推進，地域産業の発展に関すること。
- 二 技術に関する講演会，講習会，研修会などの開催及び情報誌の発行，広報活動に関すること。
- 三 技術分野での技術相談，情報交換に関すること。
- 四 企業社員の研修等育成支援事業に関すること。
- 五 インターンシップ，共同教育のコーディネートに関すること。
- 六 本校の教育・研究の充実，振興に関すること。
- 七 産業技術振興会の事業の推進に関すること。
- 八 その他センターの目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第 4 条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 企画広報室長
- 四 人材育成推進室長
- 五 研究開発推進室長
- 六 知的財産管理室長

(センター長)

第 5 条 センター長は本校の教授又は准教授の中から校長が任命する。

- 2 センター長は、センターに関する業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長の推薦に基づき、校長が選任する。

- 2 副センター長は、センター長を補佐する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長)

第7条 室長は、センター長の推薦に基づき、校長が選任する。

- 2 室長は第3条に掲げる業務を行い、各室長の業務分担は別表のとおりとする。
- 3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター委員会)

第8条 センターの円滑な運営を図るため、センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

(センター施設・設備の利用)

第9条 センターの施設・設備の利用に関する事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、総務課において行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年7月28日から施行する。

別表

室 長 名	業 務 分 担
企画広報室長	<ul style="list-style-type: none"> ・技術に関する講演会，講習会，研修会などの開催及び情報誌の発行，広報活動に関すること。
人材育成推進室長	<ul style="list-style-type: none"> ・企業社員の研修等育成支援事業に関すること。 ・インターンシップ，共同教育のコーディネートに関すること。
研究開発推進室長	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究・受託研究など産学官連携による技術開発の推進に関すること。 ・技術分野での技術相談，情報交換に関すること。 ・センターの施設・設備の管理に関すること。
知的財産管理室長	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産管理に関すること。